

機械導入事業の留意事項（要望関係以外）

1. 酪農の増頭制限【収益性、持続性の両方】

R 6 補正予算の要件としていた酪農の増頭制限は、R 7 補正予算から廃止となりましたが、R 6 補正予算で増頭制限に取り組んだ者は、昨年の要望調査の事務連絡等に基づき、事業実施主体に対し、増頭制限の実施報告を行ってください。

また、増頭制限は解除されることから、増頭が確認された取組主体であっても、R 7 補正予算の要望は可能とします。

ただし、増頭となった取組主体（グループ）の場合は、増頭制限確認表の提出の際に、増頭の要因を提出してください。

【増頭制限の実施報告の流れ】

- ① 協議会は取組主体等に対し、R 8 年 3 月 31 日の経産牛頭数を確認し、頭数要件確認表及び一覧表に記載
- ② R 8 年 4 月 30 日までに、協議会は畜産協会を通じて、頭数要件確認表及び一覧表を中央畜産会等へ提出
- ③ 増頭となった取組主体（グループ）の場合は、頭数要件確認表の『2 頭数要件報告時』の『協議会が頭数を確認した方法』の中に、増頭となった要因も記載。（以下の記載例参照）

【増頭となった要因の記載例】

協議会が頭数を確認した方法	<ul style="list-style-type: none">・取組主体から提出された個体識別データにより、確認表の頭数が正しいことを確認。・経産牛頭数の増頭の要因： 徐々に頭数を減らして3月末までに離農する予定だった〇牧場が、経産牛の処分等の予定が遅れてしまい、3月末でも経産牛が残ったため。
---------------	---

2. 成果目標の未達成者の指導、報告【収益性】

本件につきましては、令和7年2月19日付けの中央畜産会宛て事務連絡に基づき、協議会等へ周知いただいておりますが、令和8年以降においても、同様の対応とします。

事務連絡
令和7年2月19日

公益社団法人 中央畜産会
経営支援部長（事業推進）部長 岡田 摩哉 様

農林水産省畜産局企画課
課長補佐(地域振興班担当)

成果目標の未達成者の指導、報告について

成果目標の未達成者については、実施要領第8の4に基づき、事業実施主体は都道府県と連携し必要な指導を行い、毎年度7月末までの事業成果報告書により報告することとなっています。

令和7年7月報告分より、本事業により取得した財産が処分制限期間を経過した後事業実施主体はこの指導及び報告を終了することができることとし、成果報告終了後の未達成者の要望については、以下のとおり取扱うこととします。

つきましては、各都道府県畜産協会を通じて、畜産クラスター協議会に周知するよう、お願いいたします。

- 1 成果報告を終了する成果未達成者【処分制限期間後の要望は不可】
 - (1) 処分制限期間経過後に成果目標が未達成のまま成果報告を終了した場合は、今後要望を受け付けない（複数の機械を導入している場合は、1件でも未達成であれば受け付けない）。
 - (2) 成果目標が未達成のまま処分制限期間が経過し、その後、機械装置が全損するなどで使用不可となり、成果目標を達成できなくなった場合も要望不可となる。
- 2 成果報告を継続する成果未達成者【各対応により要望可】
 - (1) 処分制限期間後も継続して協議会及び都道府県が指導し、協議会が成果目標の検証を行い事業実施主体に報告している場合、成果目標の達成を確認できた時点で、要望を受付可。
 - (2) 従来と同様、成果未達成においても成果報告を継続し、知事特認があれば要望可能とするが、未達成の要因やこれまでの指導内容、今後の達成に向けた指導内容により厳格に判断する。
- 3 財産処分制限期間の経過に関わらず要望不可となる成果未達成者
これまでも、成果未達成者は、要望不可となっておりましたが、以下の場合、財産処分制限期間の経過に関わらず要望不可となりますので、ご留意ください。
 - (1) 成果目標が未達成のまま、経営継承した者が新たに要望する場合
ただし、継承した者が成果を達成すれば、確認できた時点で要望を受付可。
 - (2) 成果目標の未達成者が他の協議会から要望する場合

3. 成果報告が提出遅延の協議会への対応【収益性】

本件につきましては、令和7年2月27日の令和6年度第2回全国事業推進会議の資料5でお示ししていますが、令和8年以降においても、同様の対応とします。

資料5

機械導入事業における成果報告に関する留意事項について

令和7年2月27日
農林水産省畜産局企画課

1. 成果報告が提出遅延の協議会への対応

畜産クラスター事業の事業成果報告書は、実施要領において、事業実施年度の翌々年度の7月末までに事業実施主体に提出することとなっている。

また、会計検査院から令和3年度決算検査報告において、畜産クラスター協議会からの事業成果報告書の提出について漏れなく行うよう指摘されており、こうした状況を踏まえ、これまで期限内の提出を指導してきた。

しかし、一部の協議会において、複数年連続で、提出期限内に提出がなされていない（提出遅延）。

このため、今後、7月末の提出期限までに提出のない協議会に対し、以下の対応とすることとしたい。

(1) 期限内に事業成果報告書を提出されなかった協議会に対する対応

成果報告は7月末までに提出することとなっているが、提出されていない協議会は、事業実施主体に対し、

① 8月末までに遅延理由と再発防止策を提出

② 9月末までに成果報告を提出

しなければならないこととする。

また、①及び②の提出のない協議会からは、9月末以降に開始する要望調査における申請を受け付けない。

ただし、自然災害等のやむを得ない事情により、協議会からの提出ができない場合は、この限りでない。

(2) その他

本対応は、令和7年7月末に提出の成果報告から適用する。

4. 年度内導入が困難な場合の事業参加承認及び速やかな申請について 【収益性】

本件につきましては、令和6年度補正予算の配分通知等でもお示ししておりますが、令和7年度補正予算でも同様の対応としますので、協議会に対し、周知するとともに、事業参加申請時の書類の準備及び配分通知後の申請、承認後の契約や発注に関して速やかに行うよう、指導をお願いします。

なお、持続性・社会的価値向上対策においては、要望の翌年度末（今回の要望では、9年度末（R10年3月末））までの納期のものも可となっております。

事務連絡
令和7年4月25日

公益社団法人 中央畜産会
経営支援部長（事業推進）部長 岡田 摩哉 様

農林水産省畜産局企画課
課長補佐（地域振興班担当）

年度内導入が困難な場合の事業参加承認及び速やかな申請について

現在、事業参加申請時に納期を確認し、配分予定額の通知の際に示した期日（基本は年度内）に導入が可能な機械のみを承認しています。一方、コロナ禍等で調達等に時間がかかるなどにより、長くなっていた納期も、徐々に改善しつつあるものの、堆肥運搬車などの特装車等を中心に未だ納期がかかる機械装置があります。

このため、指定の期日までの導入が困難であっても、以下の要件を全て満たす場合に限り、事業参加申請を承認することとしますので、各都道府県畜産協会を通じて、畜産クラスター協議会に対し、年度内導入が困難な場合の事業参加承認の方法について、周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、指定の期日までに導入が可能であると申請していたにも関わらず、納期が長いわけでもなく、指定の期日までに導入ができない場合がありますが、その多くが、事業参加申請手続きの遅延及び申請時の提出書類の不足や内容の不備のほか、リース契約や発注が速やかに行わなかったことが要因となっております。つきましては、上記の周知に併せ、畜産クラスター協議会に対し、見積もり等の事業参加申請手続きにかかる書類の準備及び配分通知後の速やかな申請、事業参加承認後のリース契約や発注を速やかに行うことについて、ご指導いただきますようお願いいたします。

1. 年度内導入が困難な場合の事業参加承認の要件（以下の全てに該当するもの）

- ① 事業参加申請の締切日までに、書類の不足や内容の不備がない事業参加申請書を提出したもの
ただし、取組主体が被災等のやむを得ないと判断される場合は、事業参加申請の締切日を超えても認めることとする。
- ② 三社見積もりを取る際に、見積もり社の全てで、納期が年度を超えるもの、または、三社のうち最も価格が低い社の納期が年度を超えるもの
- ③ 他のメーカーにおいても、納期が年度を超えるもの
ただし、同じ機械装置の同仕様のものが、他のメーカーにない場合は、①、②の要件のみで良い。

※納期については、指定の期日の1年後（当年度内の場合は、翌年度末）までとする。ただし、機械装置の発注後、納期が延びることが判明した場合は、速やかに、事業実施主体に報告すること。